

入札監理小委員会における審議結果報告 「ICT を活用した「生活者としての外国人」のための 日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務」

「ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

○本業務は、「生活者としての外国人」対象の日本語教室が未だ開設されていない市区町村（空白地域）に在住する外国人への日本語学習機会の拡充を目指し、文部科学省で運用している「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」の充実に向けた調査分析を行うとともに、学習コンテンツ制作等を行うものである。

○事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月23日までの約1年間

(2) 選定の経緯

- ・競争性の確保について課題（1者応札）があるとして、「公共サービス改革基本方針（令和6年6月25日閣議決定）」別表において、市場化テスト対象に選定された。市場化テスト1期目の事業である。

※令和6年度までは「ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト 運用保守等業務」と一括で調達していた。調達単位の分割に伴い、市場化テスト実施時期を1年延期した。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○入札スケジュールの見直し

従前、20日間としていた入札公告期間を35日間確保することとした。

【5/57 頁（資料 2－2－1（以下同じ））】

○入札参加資格要件の緩和

事業者に求めていた、品質マネジメントシステムや情報セキュリティ、プロジェクトマネジメントに係る要件を削除した。 【28～29/57 頁】

○仕様書の内容の明確化

- ・全体像を把握できるよう、日本語学習サイトの概要を追記した。 【17/57 頁】

- ・従前は「調査研究及びそれに基づく新規コンテンツ開発等に付随する業務」と表現していた業務内容を、「新規コンテンツ制作」「サイトの利用状況調査および活用促進に向けた分析」としてより明確に記載した。【19/57 頁】
- ・有識者会議等の設置・運営業務について具体的に記載した。【21/57 頁】

○総合評価基準の明確化

- ・評価基準の構成を見直し、評価項目を明確にした。
- ・業務内容に関する評価基準の項目について、従前は「調査方法の妥当性、独創性」「新規コンテンツの提案の妥当性」としていたところ、今期事業では「会議の設置運営について」「新規コンテンツの提案について」「サイトの利用状況調査について」「サイトの活用事例収集について」「普及・広報活動について」とすることで、より具体的な基準を示した。【28/57 頁】

○情報開示の実施

従来の事業実施に要した経費、実施方法等を開示した。【46/57 頁】

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

別添資料1「仕様書」中、3.(2)②「役に立つ情報<動画>」について」に「具体的な内容は提案すること」との記載があるが、総合評価基準の加点要素に入っておらず、加点の点数や項目等を見直すべきではないか。

【対応 1】

別添資料1「仕様書」中、6.(2)「要求要件の詳細」の評価項目1-2-2を以下の下線部のとおり修正し、新規コンテンツの内容が具体的に示され、学習効果を高める提案がなされていれば加点することを明確にした。

【28/57 頁】、【43/57 頁】、【45/57 頁】

- ・1-2-2 サイトに追加する新規コンテンツ (生活場面動画、役に立つことば、役に立つ情報を含む) の提案について、新規コンテンツの内容が具体的に示され、学習効果を高める提案がなされていれば、それにより加点する。

【論点 2】

別添資料1「仕様書」中、3.(2)③「コンテンツ制作について」iの「なお、原稿作成の際には、（中略）ばらつきが出ないようすること。」について、既存コンテンツとほぼ同じものを求めているように読め、既存業者が有利ではないか。動画は実写に限らず、アニメーションや画像等も可とするなど、要件を緩和してはどうか。

【対応 2】

以下の下線部のとおり修正した。【22/57 頁】

- ・なお、原稿作成の際には、既存のサイトの各レベルの各シーンを参考にするなどし、動画の体裁、数、コンテンツの種類等について提案すること。

【論点3】

- 実施要項案の2.(4)「事業の実施に当たり確保されるべき質」について、
- ・目標である「年間アクセス数：220万件」の大半は、既存コンテンツへのアクセス数であり、今期の事業の新規コンテンツを定量的に評価する指標を設定すべきではないか。
 - ・別添資料1「仕様書」中、3.「業務内容」で記載されている「主な業務内容」ごとに「業務内容の確実な実施」が確保されている状況をより詳細に定義し、業務の質に係る指標として設定することを検討いただきたい。

【対応3】

確保されるべき質については、定量的な指標を設定することが難しいため、以下のとおり、文部科学省が別途外部委員会を設置し、定性的な事業評価（新規動画コンテンツなど今期事業の新規の成果物に対する評価を含む）を行うこととした。【4/57頁】

- ・文部科学省が設置する外部委員会による事業評価を実施し、業務の実施内容について評価を行う。

【論点4】

別添資料4「従来の実施状況に関する情報の開示」について、業務の実施に要する人員を開示し、新規事業者も業務量をイメージできるようにしてはどうか。

【対応4】

別添資料4「従来の実施状況に関する情報の開示」に、令和7年度事業実施に当たっての計画上の業務量を記載した。なお、令和6年度以前は運用保守等業務と一緒に事業を実施していたため、同様の開示は困難である。【46/57頁】

【論点5】

実施要項案の別添資料1「仕様書」中、3.(2)③i「日本語原稿の作成」について、新規事業者も参入しやすいよう、過去の日本語原稿も添付してはどうか。

【対応5】

別添資料4「従来の実施状況に関する情報の開示」において、過去の脚本原稿のサンプルを示した。【51/57頁】

4. パブリックコメントの対応について

文部科学省において、令和7年10月14日から10月28日までパブリックコメントを実施し、4件の意見が寄せられたが、実施要項案の修正に至る意見はなかった。

— 以上 —